

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

規則
○主要農作物種子法の実施に関する規則を廃止する規則

告示

○福島県原種配付規程を廃止する件

○ほ場審査及び生産物審査の基準及び方法を定める件を廃止する件

規則

主要農作物種子法の実施に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第十六号

主要農作物種子法の実施に関する規則を廃止する規則

主要農作物種子法の実施に関する規則（昭和三十二年福島県規則第五十四号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（水田畑作課）

告示

福島県告示第二百三十二号

福島県原種配付規程（昭和二十四年福島県告示第三百五号）は、平成三十年三月三十一日限り、廃止する。

平成三十年三月二十日

福島県知事 内堀雅雄

（水田畑作課）

福島県告示第二百三十三号

ほ場審査及び生産物審査の基準及び方法を定める件（平成二年福島県告示第五百五十七号）は、平成三十年三月三十一日限り、廃止する。

平成三十年三月二十日

福島県知事 内堀雅雄

（水田畑作課）